

第七章

計画の推進に向けて

1 日野市としての総合的な取り組み

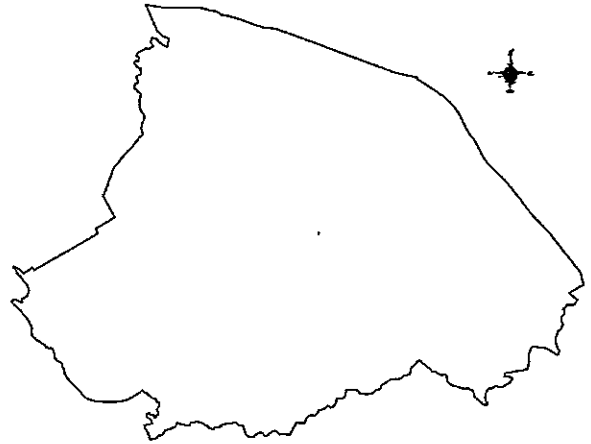
子どもに関する日野市の施策は、保健、教育、福祉をはじめとして、様々な分野の計画に関わりを持っています。

各部門のプランにおいては、専門領域を中心として、連携を取り、施策が進められてきています。

近年、子育てを取り巻く課題として、「急速な少子化の進行」「待機児童問題」「子育ての孤立感と負担感の増加」などにより、制度間のしっかりとした連携なしには、対応できない状況が生まれています。

市民は、より身近な地域で、一層の部門間の連携を求めています。

こうしたニーズに応えるため、子ども・子育て支援事業計画の推進において、部門間のより一層の連携体制のもとに、施策の総合的コーディネートを行い、これまでの取り組みを発展させつつ日野市の子育て施策の推進を図っていきます。



2 市民参画と地域との連携強化

日野市では、基本構想において、「まちづくりは行政だけで行うものではなく、主権者である市民と一体となって考え、その意思を政策に反映させ、その政策を市民と行政が協働して実行していくこと」と明言しています。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民などから、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている中で、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要といわれています。こうした意味において、市民参画・地域との連携強化は、基盤づくりそのものといえます。

新！ひのっ子すくすくプランの策定にあたっては、子育て支援に関わる関係者、市民の参画を得て進めてきました。今後、計画の推進にあたっては、この体制を維持発展させ、市民の参画と地域との連携を強化していきます。

3 計画の効果的かつ効率的な推進

3 計画の効果的かつ効率的な推進

日野市では、「市民の視点に立ち、効率的かつ効果的な行政運営を行う」「行政が市民への説明責任を果たすと同時に、責任ある行政運営を行う」ことを目指し、市民、自治会などのコミュニティ、事業者、行政などが計画の進捗状況や課題などを共有し、一体となつたまちづくり、戦略的な政策を展開できるよう、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）のPDCAサイクルの各段階において進行管理を行っています。

新！ひのっ子すくすくプランにおいても、計画の評価と検証の仕組みが必要になることから、このPDCAサイクルを実施し、市民参画や地域との連携のもとに進めていきます。

◆Plan（計画）

子育て支援に関わる関係者の意見、各種アンケート、パブリックコメントなどを通じて市民と市との協働により、共通の目標となる計画を策定する。

◆Do（実行）

市は、個別施策に基づき事業を実施する。

◆Check（評価）

市は、毎年、事業及び施策の進捗状況を評価する。

子育て支援に関わる関係者等は、事業及び施策の進捗状況を確認し、意見を述べる。

◆Action（改善）

市は、進捗状況を踏まえ、次年度の個別施策を見直す。

子育て支援に関わる関係者等も進捗状況を踏まえ、次年度の行動内容を見直す。



4 時代のニーズに応える施策展開

日野の子ども全てがすくすく育つよう、既存の規制・枠組みにとらわれず、構造改革特区対応なども視野に入れて新しいニーズに合った施策の展開を図っていきます。

5 計画の推進体制

計画の推進体制としては、計画の策定に関わった、子どもの保護者、地域において子どもの育成及び子育て支援活動に携わる者、民間企業の事業主の代表、民間企業の労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者、関係行政機関の職員などで構成される「日野市子ども・子育て支援会議」において、市民と行政の協働により計画の推進を図ります。

なお、この支援会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務を処理するものです。

【子ども・子育て支援法第77条第1項（抜粋）】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する
こと
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の
調査審議に関すること

